

# 山梨県公報

第二千七十六号

平成二十二年

九月二十七日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定	五五三
建設工事等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等	五五三
道路の区域変更	五五四
道路の供用開始(二件)	五五四
公 告	
国土調査の成果の認証	五五五
換地処分の実施	五五五
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	五五五
教育委員会	
非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令	五五六
正 誤	
平成二十二年七月一日付第二千七十一号中	五五六

## 告 示

### 山梨県告示第二百九十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十二年九月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定する区域 甲斐市中下条字東河原二千十二番一の一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

### 山梨県告示第二百九十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る測量・調査、設計及び監理の委託並びに土木施設(道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。以下同じ。)の管理業務委託に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等を次のように定め、平成二十二年十月一日から適用し、建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十年山梨県告示第百十七号)は、廃止する。

平成二十二年九月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 競争入札に参加することができない者
  - 1 令百六十七条の四第一項(令百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者
  - 2 令百六十七条の四第二項(令百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札に参加させないこととされている者
- 二 建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格
  - 1 競争入札に参加しようとする建設工事に係る建設業について、建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条の規定による許可を受けていること。
  - 2 競争入札に参加しようとする建設工事について、審査基準日(当該建設工事に係る競争入札参加の資格審査受付の日)の直前の七月一日をいう。以下同じ。)の直前に終了する事業年度を対象とした法第二十七條の二十三の規定による審査(以下「経営事項審査」という。)の申請がなされ、当該受付の日までに総合評定値(P)の通知を受けていること。
  - 3 審査基準日の直前の事業年度の終了の日までに、第一号の許可を受けてから一年以上建設業を営んでいること。ただし、知事が適当と認められた者については、この限りでない。
  - 4 審査基準日の直前の事業年度の終了の日からさかのぼって、三十六月になるまでの事業年度において、競争入札に参加しようとする建設工事と同一の種類の建設工事を、第一号の許可を受けてから完成させた実績があること。ただし、知事が適当と認められた者については、この限りでない。
- 三 建設工事に係る測量・調査・設計及び監理の委託に係る競争入札に参加する者に必

要な資格

次の各号のいずれかに該当すること。ただし、知事が適当と認めたる者を除き、知事が別に定める日の直前の事業年度の終了の日まで引き続き一年以上営業していること、及び第一号から第五号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、知事が別に定める日の直前の事業年度の終了の日からさかのぼって三十六月になるまでの事業年度において、登録を受けている業務を完成させた実績（第二号及び第四号にあっては、それぞれの登録規程に基づく登録部門ごとの現況報告書の実績）があること。

- 1 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条第一項の規定により登録を受けていること。ただし知事が別に定める日の直前の事業年度の終了の日まで、登録を受けてから引き続き一年以上営業していること。
  - 2 建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百七十七号）第二条第一項の規定により登録を受けており、建設コンサルタント登録規程第七条第一項の現況報告書の写しを提出できること。
  - 3 地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定により登録を受けており、地質調査業者登録規程第七条第一項の現況報告書の写しを提出できること。
  - 4 補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第三千四百一十一号）第二条第一項の規定により登録を受けており、補償コンサルタント登録規程第七条第一項の現況報告書の写しを提出できること。
  - 5 建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）第二十三条第一項の規定により一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、知事が別に定める日の直前の事業年度の終了の日まで、登録を受けてから引き続き一年以上営業していること。
  - 6 前各号に掲げるもののほか、当該競争入札に係る委託業務について、知事が適当と認める者であること。
- 四 土木施設の維持管理業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格  
次の各号のいずれかに該当すること。ただし、知事が適当と認めたる者を除き、知事が別に定める日の直前の事業年度の終了の日まで引き続き一年以上営業していること。
- 1 二の建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者
  - 2 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）の資格審査に基づく物品等競争入札参加資格の営業種目の森林整備資格を有する者。ただし、土木施設のうち治山林道施設等の維持管理業務に限る。
  - 3 前各号に掲げるもののほか、当該競争入札に係る業務委託について、知事が適当

と認めたる者であること。  
五 競争入札参加の資格審査を申請する者は、別に定める入札参加資格審査申請要領に基づき申請すること。

山梨県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十二年十月十八日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十二年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
西八代郡市川三郷町岩間字下木戸一八一八番地先から 西八代郡市川三郷町岩間字丑新田四七九〇番の一地先まで	新	旧	八・四 五二〇・〇	一六七・〇
	八・四 五二〇・〇	一六七・〇		

山梨県告示第二百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年十月十八日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十二年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日

一般国道	四一一号	山梨市下栗原字下川原南割一〇 七四番の一地先から 山梨市下栗原字下川原南割一〇 六九番の一地先まで	七二・〇	平成二十二年九月二十七日
------	------	--	------	--------------

**山梨県告示第二百九十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年十月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	甲府山梨線	山梨市大工字日向三三四番の一地先から 山梨市大工字日向三三六番の一地先まで	三三・九	平成二十二年九月二十七日

**公 告**

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十二年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 調査を行った者の名称  
甲府市、身延町及び南部町
- 二 調査を行った時期

甲府市 平成二十年十月十四日から平成二十一年二月二十五日まで  
身延町 平成十四年九月二十四日から平成十五年三月六日まで  
南部町 平成二十年十月十七日から平成二十一年二月五日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿  
調査を行った地域

四 甲府市北口一丁目、北口二丁目、北口三丁目、武田一丁目、武田二丁目、朝日一丁目、朝日二丁目、朝日三丁目及び元紺屋町の各一部並びに武田三丁目、武田四丁目及び宮前町の全域

五 身延町大字西嶋の一部  
南部町大字福土の一部  
認証年月日  
平成二十二年九月九日

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業笛吹川左岸地区の換地処分を平成二十二年九月十五日実施した。

平成二十二年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十二年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
笛吹市境川町石橋字榎木田一四五二の一、一四五二の二、一四五二の三、一四六一の一、一四六一の二、一四六一の三、一四六九の一及び一四六九の二の区域
- 二 公共施設の種類の、位置及び区域

公共施設の種類の	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山梨県笛吹市境川町石橋千三百十四番地 飯田鉄工株式会社 取締役社長 飯田章雄

### 教育委員会

山梨県教育委員会訓令甲第十一号

庁 中 一 般  
教 育 事 務 所  
県 立 学 校  
公 立 小 学 校  
公 立 中 学 校

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年九月二十七日

山梨県教育委員会

委員長 須 田 清

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程（昭和二十八年山梨県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「ニ、七九〇円」を「ニ、七八〇円」に、「ニ、四五〇円」を「ニ、四四〇円」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成二十二年十月一日から施行する。

### 正 誤

平成二十二年九月二日山梨県告示第二百七十六号（建築基準法に基づく道路位置指定）

五一一頁下段一八行目から二四行目までは次のとおりの誤り。

- 一 指定の年月日  
平成二十二年九月二日
- 二 道路の位置

中巨摩郡昭和町西条字清水二二三一番四、二二三一番七、二二三九番一、字村前

- 二二七一番九及び二二七一番二三  
道路の幅員
- 五・八九メートル
- 四 道路の延長  
二七・四〇メートル